

2月の

福生

市のお知らせ

■発行 福生市 ■編集 企画財政課広報広聴係 ☎ 51-1511 内線214~5

申告はお早めに

|| 3月15日まで ||

市・都民税の申告受付は、二月十六日から三月十五日までです。

昭和五十四年中に所得のあった方は、忘れずに申告してください。

期限近くになると、大変混み合います。申告はなるべくお早めにしてください。

落着いた相談ができるなかつたりします。申告はなるべくお早めにしてください。

なお、昭和五十四年中に生命・社会保険料（国民年金や国民健康保険料など）や多額の医療費を支払った人は、控除の対象になりますので領収書をお持ちください。

あつた方（所得の多少にかかわらず申告してください）。

二、給与所得者で勤務先から給与支払報告書が提出されない方。

三、給与所得者で、二か所以上の事業所から給与の支払いを受けている方。

四、家事手伝いなどで、給与所得について源泉徴収を受けなかつた方。

今年、市・都民税の申告をしなければならない方は、昭和五十五年一月一日現在福生市の住民基本台帳に記載されている方、または

京都に準じます。ただし、建設業の方は、経営事項審査申請書（東京都の受付印のあるもの）の写しを添付してください。

二、市内に営業所がある場合、法人の場合は、前年の事業年度分にかかる法人市民税、固定資産税の納税証明書、個人の場合は、昭和五十四年度の市都民税、固定資産税の納税証明書を添付してください。

昭和五十五年度学校給食用物資の供給希望者は、次によりお申し込みください。

昭和五十五年度中に福生市が発注する工事の請負、設計などの委託、物品の購入などの指名競争、入札に参加されたい方で、昨年（昭和五十四年二月）指名参加願いを提出されなかった方は、次の方法で指名競争入札参加願いを提出してください。

2月20日です

2月22日まで

昭和五十五年度より国民健康保険料制度から国民健康保険税制度に変わります。

近年の医療技術水準などの向上により、医療費は年々増化の傾向あり、国民健康保険事業の運営は非常に苦しい状況になつてきています。その反面、国民健康保険の歳入の根幹である保険料については、年々未納額も増加しています。

このため、未納保険料の徴収確保を図るため、昭和五十五年から国民健康保険税制度に改正いたしました。

保険料制度から

保険税制度に变ります

國民健康保険

申請場所

市役所管財課契約係窓口（二階）

申請方法

一、申請の様式は、東

申請期間

二月十八日～二十二日

申請場所

市役所管財課契約係窓口（二階）

